

制定 国空保第311号 平成17年11月1日

改正 国空交企第314号 令和2年1月22日

## インターネットによる民間訓練試験空域の使用調整等の取扱いサービス実施要領

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要領は、航空交通管理センター（以下「ATMセンター」という。）の空域管理システムと空域管理ユーザー端末（以下「GA端末」という。）との間において、民間訓練試験空域（以下「民間訓練空域」という。）における訓練試験等計画（以下「訓練計画」という。）の承認の申請及びこれに伴う使用調整並びに使用計画情報の照会及び提供、特殊飛行等に関する情報等を提供するために必要な事項等を定め、データ通信による民間訓練空域の使用調整等の取扱いサービスを迅速かつ的確に実施することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要領において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「ATMセンター」とは、福岡航空交通管制部内に組織される航空交通管理に係る業務を担当する機関をいう。
- (2) 「利用者」とは、このサービスを利用することについて、ATMセンターの審査を経て登録された者をいう。
- (3) 「GA端末」とは、本サービスを利用するために、インターネットを利用して空域管理システムに接続できる電気通信設備をいう。
- (4) 「端末ID」とは、GA端末を利用するためのユーザーIDをいう。
- (5) 「不正アクセス」とは、利用者以外により本サービスの適正な運用を妨げる行為が意図的に行われることをいう。
- (6) 「特殊飛行等」とは、写真撮影及び航空測量等に係る飛行で、一定の高度帯を維持しながら特定の区間を有視界飛行状態により飛行するものをいう。

### 第2章 サービスの内容

#### (取扱いの内容)

第3条 本サービスにおいて取り扱われる情報等は、次のとおりとする。

- (1) 民間訓練空域を使用した訓練計画の送受
- (2) 民間訓練空域の使用計画及び使用状況に関する情報
- (3) 特殊飛行等に関する情報

(運用機関)

第3条の2 本サービスを実施する機関は、ATMセンターとする。

住所：〒811-0204 福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302-17

(取扱い時間)

第3条の3 本サービスの取扱い時間は、24時間とする。

### 第3章 利用者の登録

(利用者の対象範囲)

第4条 本サービスを利用できる者は、ATMセンターの審査を経て登録された者とする。

(空域管理システムへの接続)

第5条 本サービスを利用しようとする者は、自己の負担により、別紙1「空域管理ユーザー端末の機能要件」に適合又はそれに相当する要件を有する端末装置を用意するとともに、インターネットプロバイダーを利用して、空域管理システムに接続しなければならない。

(登録の申請)

第6条 本サービスを利用しようとする者は、別紙2「空域管理ユーザー申請書」及び別紙3「空域管理ユーザー端末ID申請書」に必要事項を記入し、利用開始希望日の45日前までにATMセンターに提出しなければならない。また、申請内容の変更は30日前までに提出するものとする。

(利用者の登録)

第7条 ATMセンターは、第6条の申請内容を審査し、本サービスの利用を認めた場合、本サービスの利用者として登録するとともに、申請者に別紙4「利用通知書」により本サービスの利用開始日を通知する。なお、本サービスの利用を認められない場合は、本サービスの利用が認められない旨を別途通知する。

(権利の譲渡)

第8条 利用者は、本サービスを利用する権利を他者に譲渡してはならない。

(登録の取消)

第9条 利用者は、本サービスの利用を終了する場合、別紙2「空域管理ユーザー申請書」及び別紙3「空域管理ユーザー端末ID申請書」に必要事項を記入し、30日前までにATMセンターに届け出るものとする。

2 ATMセンターは、当該利用者の登録を取消すとともに、申請者に、別紙4

「利用通知書」により G A 端末の使用取消しを通知する。

## 第 4 章 運用

(端末 I D とパスワード)

第 1 0 条 A T M センターは、G A 端末の適正利用を図るため、G A 端末毎に端末 I D と初期パスワードを指定し、第 7 条に定める利用者の登録時に、別紙 4 「利用通知書」とともに通知する。また、必要に応じ、端末 I D の指定を変更することができるものとする。

(セキュリティ要件の遵守)

第 1 1 条 利用者は、別紙 5 「空域管理ユーザー端末セキュリティ要件」を遵守しなければならない。

(確認及び調整)

第 1 2 条 利用者は、民間訓練空域における訓練計画書を提出する際、送信操作後に受理されたかどうかを G A 端末で確認しなければならない。

2 利用者は、前項により訓練計画書を提出したときは、民間訓練空域における空域の使用計画書の作成に係る調整に対して、迅速かつ適正に対応しなければならない。

(提供中止)

第 1 3 条 A T M センターは、次のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を中止することができる。

- (1) 空域管理システム用の設備の保守又は工事上やむを得ない場合。
- (2) 不正アクセスがあった場合、又は不正アクセスであることが予想される場合

2 A T M センターは、前項の規定により本サービスの提供を中止しようとする場合、予めその旨を G A 端末の画面上で利用者に通知する。ただし、緊急の措置を必要とし、やむを得ない場合は、この限りではない。

(利用上の注意)

第 1 4 条 利用者は、本サービスの利用にあたって、次の行為を行ってはならない。

- (1) 他の利用者の端末 I D 又はパスワードを不正に使用すること。
  - (2) 本サービスの適正な運用を妨げること。
  - (3) その他、法令に違反すること、又は違反する恐れがあること。
- 2 本サービスにおいて提供する「特殊飛行等に関する調整機能」は、A T M センターから運用についての指示があるまで使用しないものとする。

(利用の停止及び解除)

第15条 ATMセンターは、次のいずれかに該当する場合、利用者に対して、本サービスの利用を停止することができる。

- (1) 前条第1項各号のいずれかに該当した場合。
- (2) 空域管理システムに登録されている端末ID又はパスワードを使用した不正アクセスがあった場合、又は不正アクセスであることが予想される場合。
- (3) その他、本要領に違反した場合。

2 ATMセンターは、前項の規定により本サービスの利用を停止する場合、予めその理由及び停止する期間を、当該利用者に、別紙4「利用通知書」で通知する。

3 第1項各号のいずれかに該当し、本サービスの遂行上、特に著しい支障を及ぼすと認められる場合は、本サービスの利用停止を経ないで、当該利用者に係る第7条の登録を解除し、解除後に別紙4「利用通知書」により当該利用者に通知する。

附則

(適用日)

- 1 本要領は、平成17年11月1日から適用する。  
附 則 (平成17年11月1日 国空保第311号)
- 2 本要領は、令和 2年1月23日から適用する。  
附 則 (令和 2年1月22日 国空交企第314号)

空域管理ユーザー端末の機能要件

空域管理ユーザー端末として整備する装置（PC）について推奨する機能要件は、以下のとおり。

-

- (1) 推奨CPU：(推奨) CPU 3.2GHz×4以上  
(最少) CPU 1.0GHz以上
- (2) 推奨メモリ：(推奨) 4GB以上  
(最少) 3GB以上
- (3) 推奨OS：(推奨) Windows 10 PRO (64bit版)  
(最少) Windows 10 (64bit版)
- (4) グラフィックアクセラレータ：(推奨) NVIDIA Quadro  
メモリ2GB以上 CUDAコア384以上  
(最少) なし
- (5) ディスプレイ：解像度 (推奨) 27インチ 1920×1080以上  
(最少) 1280×1024以上

## 空域管理ユーザー申請書

(登録・変更・終了) \*該当する項目を○で囲む。

令和 年 月 日

航空交通管理センター長 殿

「インターネットによる民間訓練試験空域の使用調整等の取扱いサービス実施要領」に基づき、同要領に掲げられた諸条件に合意することを前提に、下記のとおり、本サービスの利用を申請します。

申請者	会社名 (又はグループ名)		
	ICAO コード (3文字略号)		
	住所		
	担当	氏名	
所属			
連絡先		TEL : FAX :	
代替部門*		①	
		②	
インターネットサービスプロバイダ名			
利用開始/変更/ 終了希望日		令和 年 月 日	

\*代替部門とは、空域管理ユーザー端末の障害時等において当該端末に代わって民間訓練試験空域に係る調整等が可能な航空会社又はグループ等の部門をいう。

航空交通管理センター使用欄

申請受付日	令和 年 月 日
-------	----------

## 空域管理ユーザー端末ID申請書

令和 年 月 日

NO.	区分	端末ID			備考
		会社コード	部門コード	席コード	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

区 分：新規、追加、終了

会社コード：ICAO登録略号又はそれに相当する3文字略号

※相当する3文字略号が他のICAO登録略号と重複する場合は、航空交通管理センターと調整して定める。

部門コード：部門又は地域等の3文字略号

席コード：ユーザーコード

利用通知書  
(登録・変更・取消・停止・解除)

令和 年 月 日

殿

航空交通管理センター長

「インターネットによる民間訓練試験空域の使用調整等の取扱いサービス実施要領」に基づき、貴社（又はグループ等）から申請のあった事項について審査した結果、本サービスの利用者として以下のとおり通知します。

記

申請受付日	令和 年 月 日	登録番号	第 号
-------	----------	------	-----

会社名（又はグループ名）	
住 所	
代替部門*	①
	②
利用開始／変更／取消／停止／取消日	

NO.	区分	端末 I D			備考
		会社コード	部門コード	席コード	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

## 空域管理ユーザー端末セキュリティ要件

### 1. プログラム

航空局が別途指定する「民間認証局の自己署名証明書」がインストールされていること。

### 2. 設置場所

空域管理ユーザー端末は、相応なセキュリティレベルが確保された場所に設置し、本サービスに係る関係者以外が操作することのないように管理すること。

### 3. 外部媒体の使用

空域管理ユーザー端末において、外部媒体（USB、DVD等）を使用する必要がある場合は、当該媒体にコンピューターウィルスの感染がないことを確認した上で使用すること。

### 4. 端末ID及びパスワード

- (1) 航空交通管理センターから配布された初期パスワードは、受領後、第三者が容易に類推できない適切な文字列（8文字以上32文字以下の英数字、記号。端末IDと同じもの及びスペースは使用不可。）に変更すること。（ユーザーパスワード）
- (2) ユーザーパスワードは、6ヶ月を目途に更新すること。
- (3) 端末IDは、航空交通管理センターの指示に従って更新手続きを行うこと。
- (4) 航空交通管理センターから配布された端末ID及びパスワード（初期／ユーザー）は、本サービスに係る関係者以外に漏洩することのないよう適切に管理すること。  
※端末ID及び初期パスワードは、端末毎に割り当てられる。